

## 第3章 計画の基本方針 全体目標

### 1 基本方針

- 県民の2人に1人が生涯のうちにがんに罹り、4人に1人ががんで亡くなっており、がんに罹り、死亡する方は、今後も高齢化の進展に伴い増加することが推測されます。県民の健康を推進し、健康寿命の延伸を図るうえで、がん対策は重要な課題となっています。
- がん対策は、国、県、市町、拠点病院を中心とした医療機関、医療保険者、医療従事者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、患者会などを含めた関係団体、マスメディア、さらに、がん患者を含めた県民が一体となって取り組む必要があります。
- 県計画は、がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、国の基本計画をベースに、離島の多い本県独自の課題等も加え、本県が総合的かつ計画的に取り組むべき対策をまとめたものです。
- 県計画は、基本計画に基づき、まず全体目標を設定し、その全体目標を達成するために、分野別の取組と個別目標を設定しています。
- 長崎県医療計画との整合性を図るため、全体目標、個別目標ともに令和6年度から令和11年度までの6年間の目標としています。

### 2 全体目標

- がん患者を含めた県民が、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、誰もが、いつでもどこに居ても、様々ながんの病態に応じた、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができる社会を目指します。これを実現し、がんを克服するため、以下の5つを全体目標とします。

#### 1 がんによる死亡者の減少

- 前期の県計画で、目標としていた令和3年「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）70.0」については、達成できませんでした。  
長崎県の目標：80.7（平成28年）→70.0（令和3年）  
長崎県の実績：72.3（令和3年）  
（人口動態調査を基にした国立がん研究センターの計算値）

- 今後6年間で、新たに加えた分野別施策も含め、がん対策をより一層充実させ、がんによる死亡者を減少させることを目標とします。  
がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を57.2に減少させます。  
長崎県の目標：72.5（令和4年）→57.2（令和9年）  
（人口動態調査を基にした国立がん研究センターの計算値）

## 2 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

### ～がんを知り、がんを予防する～

- がんを予防する方法を普及啓発するとともに、科学的根拠に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させることを目標とします。
- 県民が利用しやすいがん検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者数の減少を実現します。

## 3 患者本位のがん医療の実現

### ～適切な医療を受けられる体制を充実させる～

- ゲノム医療等により、個人に最適化された患者本位のがん医療の実現を目指します。
- がん医療の質の向上と、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を通じて効率的かつ持続可能ながん医療を実現することを目標とします。

## 4 離島地域におけるがん診療の質の向上

- 離島地域には、拠点病院の要件を満たす医療機関がありません。離島中核病院の機能強化や県拠点病院、推進病院との連携を図るとともに、医療従事者の育成や薬物療法及び緩和ケア等の提供体制の充実を目標とします。

## 5 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

### ～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～

- がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。
- 在宅療養を希望するがん患者が、よりよい療養生活を送られるよう、多職種が協働し、患者とその家族を支える地域包括ケア体制の構築を目指します。
- 医療・福祉・介護・産業保健・就労・教育支援分野等の関係者が連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを構築することで、社会的な課題を解決し、がん患者が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現し、がん患者及び家族等の療養生活の質を向上させることを目標とします。